

工事検査Q&A

(ホームページ情報)

(項目:①工事検査請求、②工事検査実施、③工事成績評定、④その他)

NO	項目	掲載月日	質問	回答	根拠法令等
1	②工事検査実施	平成29年2月9日	○工事検査員に資料の提示がない場合等の対応 検査時に受注者から適否を判断できる資料が提示されず、また説明もなく検査実施が困難な場合には、検査員はどのように対応すべきか？	施工に関する管理資料等の提示又は説明がなされない場合は検査終了とし、「不適合工事の処理要領」第4条(4)「施工管理等資料不足の場合」の規定により不適合工事の判断をせざるを得ません。	資料提示がない場合の対応についての定めはないが、出来形や品質の資料不足と判断せざるを得ない。
2	②工事検査実施	平成29年2月9日	○工事一時中止期間中の検査 工事一時中止期間中に竣工検査以外の工事検査を受けることはできるか？	工事一時中止期間中であっても、発注者から工事検査請求があれば工事検査を実施します。	工事の中止とは、施工を中止するのであって、契約に定められている権利、義務等に係る一切の行為を中止するものではない。 したがって、契約約款第37条第1項、第2項に基づき、受注者から部分払(と確認)の請求があった場合には、これを断る根拠がない以上、同条第3項に基づき発注者又は検査員は検査を行うことになる。(入札監理課確認済み)
3	②工事検査実施	令和2年3月31日	○工事検査実施中における検査の中止 工事検査を実施中に、発注者又は受注者もしくは両方から中止してもらいたい旨の申し出が合った場合、中止できるか？	工事検査実施中に検査を中止することは出来ません。 ただし、天変地異又は事故等が発生した場合は、工事検査実施要綱第7条の2に基づき検査日の変更等を行うものとします。	福島県工事検査実施要綱第7条の2 (※本項目は令和2年4月1日付け要綱改正後有効)
4	②工事検査実施	平成29年2月9日	○工事検査時間 工事検査にかかる時間は定まっていないが、大規模工事や多数工区の工事の場合、複数日での検査は可能か？	検査日数の規定が無いことから、複数日の検査は可能です。	
5	②工事検査実施	平成29年2月9日	○検査期間末日の取り扱い 県は完成した旨の通知を受けた日から14日以内に工事の完成を確認するための検査を行わなければならないが、検査日が14日目日曜日または祝日の場合、翌日に検査することができるか。	受注者からの完成届の受領後、速やかに検査を行うことを基本としていますが、やむを得ず、検査期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日であるときは、その翌日が末日となります。 注)この場合の休日には、土曜日は含みません。 また、判例によると1月2日～3日は含まれますが、12月29日～31日は含まれないとされています。	○福島県工事請負契約約款第31条(検査及び引渡し)、第1条の9 ○民法142条(期間満了の特定) ○会計事務必携 第12章、第2節、第8、(4)、(才)